

パブリック・コメント^{てつづきじっしけつかほうこく}手続実施結果報告

ばんごう 番号	19-6-1
あんけんめい 案件名	かしょう なかのく しゅわげんごじょうれい も こ おも じごう (仮称)中野区手話言語条例に盛り込むべき主な事項
いけんぼしゅうきかん 意見募集期間	れいわ がんねん がつ にち から れいわ ねん がつ にち 令和元年12月20日 から 令和2年1月9日まで

1. 提出方法別意見提出者数^{ていしゅつほうほうべつ いけんていしゅつしやすう}

ていしゅつほうほう 提出方法	にん だんたい すう 人(団体)数
でんし 電子メール	37
ファクシミリ	4
ゆう そう 郵 送	1
まど ぐち 窓 口	5
ごう けい 合 計	47

2. 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方(同趣旨の意見は一括)^{ていしゅつ いけん がいようおよ たい く かんが かつ どうしゅし いけん いっかつ}

ごうけい いけんすう 合計意見数	15 件
---------------------	------

(1) 一般的な事項に関するもの(6項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>条例の中に、次の5つの内容を盛り込んでほしい。①手話言語を獲得する権利、②手話言語で学ぶ権利、③手話言語を学ぶ権利、④手話言語を自由に使う権利、⑤手話言語を守る権利。</p>	<p>条例に、ご指摘のような個別の記述は行いませんが、手話が言語であるとの理解を促進し、手話を使用する全ての人に対して、社会的障壁がない地域社会の実現を図ることを規定し、手話を普及させるための施策を行っていきます。</p>
2	<p>コミュニケーション手段としての手話と、言語としての手話との意味合いが混在している。「目的」や「基本理念」、「区の責務」の中の「手話」を「手話言語」に修正してほしい。</p> <p>手話言語条例は、福祉の視点より言語の視点を強く打ち出す性格のものである。基本理念の中の「手話」を「手話言語」に、「障害の有無によって分け隔てられることなく」を「使用する言語の違いによって分け隔てられることなく」に変えてほしい。</p>	<p>区は、現在使用されている手話が言語であることの位置づけを明確化し、その理解を促進して、手話を使用する全ての人に対して、社会的障壁のない地域社会を実現するためにこの条例の制定に向けて取り組んでいます。このため「手話」という言葉を使用しています。</p>

	<p>この条例は障害者のための 条例ではないと考えるので、基本 理念の中の「障害の有無によっ て」という文言を省き、「…促進さ れ、手話言語を使いやすい環境が 整備され、全ての区民が多様な 言語と文化を認め合い、かけがえ のない個人として…」のように変 えてほしい。</p>	
3	<p>条例施行後のチェック、見直し も定めてほしい。</p>	<p>条例に見直しについては規定し ませんが、施行後においても、 必要に応じて見直しを検討してい きます。</p>
4	<p>「理解を促進」、「協力」等の言い 回しが、弱く感じられる。もう少し 強めに表現できないか。</p>	<p>「区民の役割」、「事業者の役割」 を、各々「区民の責務」、「事業者の 責務」と改めるなど記述の見直し を検討します。</p>
5	<p>「手話言語」を言語として認めた のであれば、その言語性を前面に 出す条例内容にし、「手話言語」は 聴覚障害者のみならず、区民が 選択できる言語であることを明確 にしてほしい。</p>	<p>手話は、区民が選択できる言語 であることを条例に盛り込むこと を検討します。</p>

6	<p>中野区手話言語条例及び 中野区障害者の多様な意思疎通 の促進に関する条例は必要だ と 思う。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、条例の 制定に向けて取り組んでいます。</p>
---	---	---

(2)前文に関するもの(2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>「手話は、ろう学校での使用を 禁止されたり、中野区の大和 小学校(当時)での国政選挙 立会演説会に初めて手話通訳が ついたことなどの歴史のなかで、 聴覚障害者や支援者により大切 に守られてきた」というように、 中野区の地域性を明確化できる 内容を明示してほしい。</p>	<p>条例の前文で、過去には手話の 使用が制約を受けてきた歴史や、 手話がそれを必要とする聴覚 障害者やその支援者等によって大 切に受け継がれてきた文化的 所産であることを記述することを 考えています。</p>
2	<p>「社会的障壁のない社会を実現 していく必要があります」を 「社会的障壁のない社会を実現 し、社会参加を保障していく必要 があります」として、「社会参加を 保障して」の言葉を入れてほしい。</p>	<p>この条例によって、手話を使用 する全ての人に対して社会的障壁 がない地域社会を実現すること が、社会参加にもつながるものと 考えています。</p>

(3)「4 区の責務」について(2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>「手話言語を獲得、習得する環境を整備する」ための施策も加えてほしい。</p> <p>聴覚に障害のある乳幼児が自然と手話言語に触れられるような環境、情報提供が進むような文言を入れてほしい。</p>	<p>この条例では、手話が言語であることの理解を促進し、手話を使用する全ての人に対して社会的障壁がない地域社会を実現することを定めます。意思疎通手段の一つとしての手話が容易に利用できる環境整備に関する施策については、(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例にその基本方針を定め、施策を展開していきます。</p>
2	<p>区の手話講習会は、手話通訳者養成のためのものであり、聴覚障害者の受講を想定していない。聴覚障害者にとっての手話の学習環境の整備につながる条例にしてほしい。</p>	<p>手話が言語であるとの理解が区職員にも深まるよう、この条例についての説明会や研修を開催するなどにより、理解促進を図ります。</p>

(4)「5 区民の役割」、「6 事業者の役割」について(2項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>「努める」と、努力義務となっているが、努力義務で、果たしてどこまで実施されるのか疑問である。</p>	<p>区は、この努力義務が適切に果たされるよう、区民・事業者への理解促進に努めていきます。</p>

2	<p>義務教育で英語を習うように、子どものうちから手話の挨拶だけでも身につけば、聴覚障害者への理解が深まり、障害者やその家族への差別をなくすことにもつながる。</p> <p>手話は言語であるとの認識が広まるよう、区内の書店の手話の本の売り場が、英語や仏語のように語学の場所に移るよう希望する。</p>	<p>区民や事業者への理解が深まるよう、手話の理解を促進するための施策を行っていきます。</p>
---	--	--

(5)その他の意見・要望について(3項目)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	<p>条例制定後、言語としての「手話」が広く知れ渡り、認められ、尊重されるために啓発イベントの開催を希望する。また、制定日を記念日として、将来にわたって区のイベント開催やリーフレット作成、小中学校での配布を希望する。</p>	<p>手話の理解を促進するためのイベントや啓発用品の配布などの取り組みを検討していきます。</p>

2	<p>「障害者の多様な意思疎通の促進」はユニバーサル推進条例や推進計画の発展として推進し、手話言語条例を優先して制定した方が、一般区民などに理解されやすいのではないかと。</p>	<p>区は、2つの条例とも早期に制定するべきであると考え、検討を進めています。</p>
3	<p>普段の生活で手話を必要としない人達に挨拶だけでもいいので覚えてほしい。そのためには、学校の授業で週に30分でも手話の勉強をする時間を作ることがまず第一歩である。</p> <p>先入観や偏見のない小さな子ども頃から手話を日常の「当たり前」にする教育を望む。区立の全ての小・中学校で、国語教育の一部として手話を学習に組み込んでほしい。</p>	<p>すでに小学校では、区独自の福祉教材や国語の教科書に点字や手話が取り上げられているため、子どもたちは授業等で共生社会全体に対して理解を深めています。</p> <p>来年度から使用する5年生の国語の教科書には、共生社会を考える題材があり、指文字の表も掲載されているため、手話に対してより理解が深まるものと考えます。</p> <p>手話の理解を促進するためのイベントや啓発用品の配布などの取り組みを検討していきます。</p>

3. 提出された意見による変更について

今回提出された前記2の「(1)4及び5」を、今後、区が策定する(仮称)中野区手話言語条例案に反映させる。